

2020 年 2 月 19 日

福祉現場における現実的な諸問題に関する意見一覧

障がい者福祉研究所

下記意見は、2019 年 12 月 31 日までに、勉強会会員よりご送付いただいた福祉現場で生じている諸問題等に関し、概要を記載したものです。

今後、各法人や保護者の皆様から詳細を伺った上で、長期・中期・短期的な課題に分類し、再度皆様にご提示することを予定しております。

本日の合同会議には、ご意見を出していただいた法人や保護者の皆様も多数参加されておりますので、各項目の詳細についての意見交換や省庁への質問の際にご活用ください。

記

1. 入所施設の必要性・存続等に関する意見

- ①【新規追加】 知的障がい者の長寿化に加え、医療等の発達により知的障がい児の人口増も今後一層予想される中で、「入所施設」は支援面でも金銭面でも親亡き後の「最終的な受け皿」となり得るのに、厚労省が入所施設の定員削減政策を実施しようとすることは理解ができない。(東京都・社会福祉法人ふるさと福祉会)
- ② 強度行動障害を有する様な知的障がい児・者らにとって、単純に「地域移行」させられても逆に地域との軋轢が生じてしまう。
障がい者の保護者としては、24 時間切れ目なく支援を行うことができる入所型施設を必要に応じ建設を認めてもらいたいことについて (神奈川県・障がい者の保護者 櫻井幹子)
- ③ 現場職員が定着する様な育成プログラムや賃金保障を行っていただきたいこと、及び、現状の障害基礎年金だけでは通常のグループホームの生活費を賄いきれないケースが多いことについて (千葉県・障がい者の保護者)
- ④ 集団生活による人権侵害という観点から、入所施設の建設は制限されている。

しかし、重度障害者の受け入れ可能なグループホームが少ない現状において、「重度・強度行動障害者、医療ケアが必要な方、触法関係者、独り身となった高齢障がい者」にとって入所施設は必要であり、設置制限を撤廃するべきである（埼玉県・社会福祉法人埼玉福祉事業協会）

- ⑤ 入所施設に対する批判の大半は、過去の 8 人部屋時代の事例である。

現在の入所施設では、個室ユニットの導入や利用者個人の生活優先の考えが浸透しているのに、未だに過去の古い事例での外れな批判が繰り返され、入所施設への誤解が広報されている現状について（埼玉県・社会福祉法人 埼玉福祉事業協会）

- ⑥ 親亡き後の終の棲家として、国等は「自宅」「グループホーム」「入所施設」を掲げるが、「入所施設」が満床で選択肢に事実上あがらない現状のままでは、重度知的障がい者の行き場が失われてしまうことについて（埼玉県・社会福祉法人 埼玉福祉事業協会 [一部抜粋]）

- ⑦【新規追加】 老朽化等により入所施設の大規模修繕が必要となったものの、当該地域が土砂災害警戒区域に指定されたことから、修繕には大規模な擁壁工事の必要が生じてしまい、予算面から修繕が行えない現状について（社会福祉法人三和会：第 4 回議員連盟発言より）

- ⑧【新規追加】 老朽化による入所施設の大規模修繕が必要になったが、現行法下では都道府県条例で基準が上乘せされるなどし、建物の道路との接道要件を満たさずに修繕が行えない現状や、仮に修繕が出来てもその間の利用者の生活場所の確保が困難である現状について（社会福祉法人聖徳会等：研究所のヒアリング時の発言）

2. 親亡き後のグループホーム利用における問題点等について

- ⑨ グループホーム開設時に、自治体から「隣地・地域の同意」を要求された結果、フェンス設置や新たな土地購入等を行う必要が生じ、工期の延長・計画中止等の結果が生じている現状について（岡山県・社会福祉法人三穂の園）

- ⑩【新規追加】 価格・立地共に好条件の土地にグループホーム建設を計画した際、地元自治体から「地元住民への説明と同意の取得」を求められた。

その後、住民説明会を実施したところ、地元住民の「障がい者だから危険である」といった抽象的な反対意見によりグループホーム建設を断念することになった。

待機障がい者の解消のため、厚労省は入所施設ではなくグループホームを作りなさいというが、現実には生じる住民反対運動に対して厚労省は何も関与をしないのか。（千葉県・社会福祉法人柊の郷）

- ⑪【新規追加】 親亡き後の障がい者は、現行の契約制度の下では国が推奨する後見制度を利用せざるを得ない。

しかし、入所施設利用者ですら毎月手元に2万円程度しか残らない現状では、月額3万円以上の弁護士・司法書士の後見人を活用することは事実上不可能であり、制度的にサービス利用が困難になる現状について（東京都・社会福祉法人ふるさと福祉会）

- ⑫【新規追加】 障害基礎年金だけでは、保護者の援助なしにはグループホームの賄えない現状が生じている。やむを得ずに生活保護の申請を行ったが、グループホーム所在地の市町村と入居前の市町村との間で申請窓口が決まらずにたらい回しにされる現状について（埼玉県・社会福祉法人聖徳会）

- ⑬ 入所施設と異なり家賃補助以外の補足給付が無いグループホームでは、障害基礎年金だけでは生活費を賄いきれず、親の援助が無くなった場合の生活に支障が生じること（千葉県・我孫子市民 小口チャ）

- ⑭【新規追加】 障がい者の生存権保障のためにも、特に日中サービスを利用しているグループホーム利用者のためにも、食事提供加算は最低限でも現状維持をしていただきたい。

日中サービスも利用するグループホーム利用者にとって、現状ですら障害基礎年金の範囲内では生活費を賄いきれないのに、食事提供加算まで打ち切られては三食をとることすら困難になる。

（千葉県・我孫子市民 小口チャ、埼玉県・NPO 法人トゥッティフォルテ）

(参考) 小口チャ氏より提供を受けた事例資料より抜粋
 <グループホームを利用する重度知的障がい者 A 氏の負担額>

	グループホーム
住居費 (家賃)	15,000 円
水光熱費	12,000 円
食費 (朝)	11,400 円 (380 円×30 日)
食費 (昼)	11,700 円 (350 円×22 日+500 円×8 日)
食費 (夜)	15,000 円 (500 円×30 日)
日用品・包帯代	6,000 円
衛生・美容費	2,000 円
送迎費用	2,000 円
個人賠償保険	2,000 円
健康保健	1,500 円
被服費	5,000 円
遊興費	3,000 円
紙オムツ代	15,000 円
合計	101,600 円

※1 障害基礎年金 1 級の支給額 月額 約 81,000 円

※2 平日の昼食は日中サービス事業所にて提供

- ⑮ 日勤帯と夜間帯を兼務するグループホーム職員が、有給休暇の取得や外部研修受講時に、日勤帯のみの勤務職員と比べて不利益な扱いを受ける現状について (千葉県・社会福祉法人 柊の郷)
 ⇒ 平成31年3月29日障害福祉サービス等報酬に関するQ&Aにより解決済。
- ⑯ 日中支援型グループホームの指定に関し、自立支援協議会等の指針・方向性が各都道府県によっては明確に定まっていないケースがあり、グループホームの指定留保や指定遅延等が生じていることについて (埼玉県・社会福祉法人聖徳会)
- ⑰ 日中は障害福祉サービスを利用する 65 歳以上の知的障がい者が、高齢の親亡き後を見据え、同じ法人内で運営するグループホームの利用を検討したところ、65 歳の壁＝介護保険優先原則に直面し、グループホームの利用ができない状況が生じていることについて (群馬県・社会福祉法人 天啓園)

3. 医療的ケア・入院が必要な障がい児者の問題点について

- ⑱【新規追加】 入所施設の利用者の高齢化に伴い重篤な疾患を有する方が増加し入院治療が必要な状況が生じているが、医療機関からの入院拒否にあい、肺炎・イレウス・頸椎損傷・頭蓋骨骨折・大腿骨骨折・透析が必要な場合であってもやむを得ず入所施設内で対応している現状について（神奈川県・社会福祉法人一乗会）
- ⑲【新規追加】 療育手帳の基準について、同じような状態の障がい者の方々が療育手帳で「A判定」「B判定」と異なる判定を受けてしまった結果、A判定の方は医療控除（重度心身障害者医療費助成）なのに、B判定の方は医療費 3 割負担といった違いが生じてしまうケースが生じている現状について（社会福祉法人若宮福祉会：第 4 回議員連盟での発言より）
- ⑳ 知的障害者が入院時に病院側から常時の見守り・付添いを求められるが、親の高齢化により常時付添いは不可能であること、及び、結果として病院から入院を拒否されてしまう現状について（千葉県・我孫子市民 小口チャ）
- ㉑【追記・修正】 重度訪問介護や重度障害者包括支援サービスは、利用条件が、身体障がい者の方々は利用しやすく、知的障がい者の場合には利用し難い内容となっている。
重度訪問介護を利用できない大部分の知的障がい者であっても入院時には付添いを要求されるため、「入院時のヘルパー派遣制度」等の整備を検討していただきたい。
同時に、重度訪問介護等のサービス利用要件の緩和を検討していただきたい（障害支援区分認定の行動関連項目等の合計点数による基準の緩和）。（千葉県・我孫子市民 小口チャ）

4. 就労系サービスにおける問題点等について

- ㉒ 就労継続支援 B 型における利用者平均工賃額による事業所への報酬決定制は、事業者が（工賃を稼げる）能力の高い障がい者ばかりを利用させることになり、結果的に障がい者の日々の居場所を失わせてしまうことについて（東京都葛飾区・NPO 法人めぐみの）

- ②③ 障がい者の就労移行支援事業においては、就労定着率によって厳格に事業所への報酬単価が決定されているが、就労定着すればするほど事業所の利用者が減少し、新規利用者の紹介も地元行政から行われない現状では経営難に陥ることについて（東京都葛飾区・NPO 法人めぐみの）

【追記・補足】

⇒ 2019 年 2 月 19 日開催の議連・勉強会にて、厚労省から「好事例、うまくやっていたらしゃる事例を収集して皆様に提供したいと考えている」と回答をいただいておりますが、現時点でモデルケース等のご提示は受けておりません。

- ②④ 葛飾区では、障害福祉サービス受給者証発行の遅延（精神障がい者の場合 1, 2 カ月待ち）、相談支援事業所における計画相談作成の遅延など、サービスを必要とする障がい者が事務手続面の不備や遅延によって直ぐにサービス受けられない状況が生じていることについて（東京都葛飾区・NPO 法人めぐみの）

5. その他（制度的問題点、障がい児サービスの問題点等）

- ②⑤ 療育手帳（知的障がい者手帳）の発行・認定基準が自治体により大きく異なっている現状について（千葉県・社会福祉法人ひろがり）
- ②⑥ 入所施設や公的機関への緊急措置を定めた知的障害者福祉法 16 条 1 項 2 号の「やむを得ない事由」に、親亡き後に身寄り等が無く救済が必要な知的障がい者のケースを加え、知的障がい者の生存権を確保するべきであることについて（東京都・社会福祉法人ふるさと福祉会）
- ②⑦ 施設内における障がい者虐待に関し、虐待の疑いがあるとの通報があっても、虐待認定されるケースが極めて少ない現状において、アメリカで採用するような 51%以上の疑いがあれば原則「虐待」とみなすといった客観的な基準を設けるべきであることについて（群馬県・社会福祉法人三和会）

- ⑳ 相談支援従事者研修・強度行動障害支援者研修・サービス管理責任者研修等に関して、同研修の受講やサビ管の配置が事業所の開設要件又は加算取得要件であるのに、研修会開催数の限定や受講者の抽選により、必要に応じた研修受講を行えない現状がある。
(岡山県・社会福祉法人三穂の園)
- ㉑ 福祉人材の獲得に関し、多くの法人が求人広告費にお金をかけている点を踏まえ、国による何らかの支援策が必要な現状について(千葉県・我孫子市民 小口チャ)
- ㉒ 平成 30 年度よりショートステイの利用日数が、原則として連続 30 日(年 180 日目安)と制限された。今後、親御さんが亡くなり帰る場所がなく入所施設等の空きもない場合、31 日目に一泊する場所を確保することが出来ず、障がい者の生活に支障をきたしてしまうことについて(群馬県・社会福祉法人 天啓園)
- ㉓ 平成 30 年度より放課後デイサービス事業の適切な評価を目的とした「報酬区分」が新設された。
この事業所を「区分分け」するための判定基準に関し、国の判定指針(障害支援区分認定マニュアルの参照)と地方行政の運用にズレが生じていること、国の判定指針では成長期にある障がい児の特性にそぐわない可能性があること等について(千葉県・千葉県障害児の放課後・休日活動を保障する連絡協議会)
- ㉔ 自治体のローカルルールに関し、各地域における福祉関係者の連携や支援体制の協議を行う自立支援協議会が機能していない。地域の独自性を活かすのであれば、自立支援協議会の活用を検討すべきであることについて(東京都町田市・社会福祉法人白峰福祉会)
- ㉕ 知的障がい者に認められている電車の割引制度に不備があり、使用できない障がい者が存在することについて(埼玉県・NPO 法人トゥッティフォルテ)

以上